



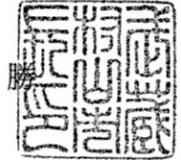
武 発 第 9 9 9 号

平成23年8月26日

陸上自衛隊 立川駐屯地司令

伊東 伸基 様

武蔵村山市長 藤 野



立川飛行場に関するヘリコプター騒音の軽減対策等について（要請）

立川飛行場に関するヘリコプターの飛行につきましては、従来から「立川市との飛行場運用開始に伴う事前協議」に基づく飛行経路及び飛行高度を遵守した飛行を行うよう要請しているところであります。

しかしながら、昨年11月に、本市において立川飛行場に関するヘリコプターの飛行経路及び飛行高度を測定したところ、飛行経路についてはおおむね事前協議に沿った飛行がなされていると認められるものの、飛行高度については、ノースポイント（西武拝島線との交点）付近において、立川飛行場内の離着陸地点から1500フィートの高度を確保すべきところ、多くのヘリコプターがこれ以下の高度で飛行していることが確認されました。

貴職におかれましては、住宅が密集する周辺地域の実情を十分に御理解いただき、周辺地域への騒音被害を最小限にとどめるため、下記の事項につきまして早急に対策を講じていただきたく要請します。

記

- 1 「立川市との飛行場運用開始に伴う事前協議」の協議事項を遵守すること。特に下記事項について留意すること。
 - (1) ノースポイント付近でのヘリコプターの飛行高度は、立川飛行場内の離着陸地点から1500フィートの高度を確保すること。
 - (2) 訓練飛行は必要最小限にとどめ、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び入学試験時期等の特別な日並びに午後8時から翌日午前8時までの時間帯は、訓練飛行を行わないこと。

- 2 飛行場以外の上空では、ホバリング等の危険を伴う訓練飛行は絶対に行わないこと。
- 3 毎年実施されている立川防災航空祭の編隊飛行を中止すること。やむを得ず実施する場合は、必要最小限の飛行にとどめること。
- 4 立川市との間で協定が締結された昭和55年当時と比較して、市街化の進展など基地周辺地域の環境が大きく変化しているため、協定書及び昭和57年に立川市との間で交わされた事前協議の内容を見直すこと。なお、見直しの際には、飛行経路下にある周辺自治体の意見を聴取すること。



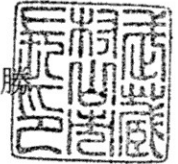
武 発 第 1000 号

平成23年8月26日

警視庁航空隊長

古畑 育男 様

武蔵村山市長 藤 野 勝



立川飛行場に関するヘリコプター騒音の軽減対策等について（要請）

立川飛行場に関するヘリコプターの飛行につきましては、従来から「東京防衛施設局（当時）と立川市との飛行場運用開始に伴う事前協議」に準じた飛行を行っていただいているものと聞き及んでおります。

しかしながら、昨年11月に、本市において立川飛行場に関するヘリコプターの飛行経路及び飛行高度を測定したところ、飛行経路についてはおおむね事前協議に沿った飛行がなされていると認められるものの、飛行高度については、ノースポイント（西武拝島線との交点）付近において、立川飛行場内の離着陸地点から1500フィートの高度を確保すべきところ、多くのヘリコプターがこれ以下の高度で飛行していることが確認されました。

貴職におかれましては、住宅が密集する周辺地域の実情を十分に御理解いただき、周辺地域への騒音被害を最小限にとどめるため、下記の事項につきまして早急に対策を講じていただきたく要請します。

記

- 1 「東京防衛施設局（当時）と立川市との飛行場運用開始に伴う事前協議」の協議事項に準じた飛行を行うこと。特に下記事項について留意すること。
 - (1) ノースポイント付近でのヘリコプターの飛行高度は、立川飛行場内の離着陸地点から1500フィートの高度を確保すること。
 - (2) 訓練飛行は必要最小限にとどめ、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び入学試験時期等の特別な日並びに午後8時から翌日午前8時までの時間帯は、訓練飛行を行わないこと。

- 2 飛行場以外の上空では、ホバリング等の危険を伴う訓練飛行は絶対に行わないこと。
- 3 毎年実施されている立川防災航空祭の編隊飛行に参加しないこと。



武 発 第 1000 号

平成23年8月26日

東京消防庁航空隊長

久保田 清 様

武蔵村山市長 藤 野 勝



立川飛行場に関するヘリコプター騒音の軽減対策等について（要請）

立川飛行場に関するヘリコプターの飛行につきましては、従来から「東京防衛施設局（当時）と立川市との飛行場運用開始に伴う事前協議」に準じた飛行を行っていただいているものと聞き及んでおります。

しかしながら、昨年11月に、本市において立川飛行場に関するヘリコプターの飛行経路及び飛行高度を測定したところ、飛行経路についてはおおむね事前協議に沿った飛行がなされていると認められるものの、飛行高度については、ノースポイント（西武拝島線との交点）付近において、立川飛行場内の離着陸地点から1500フィートの高度を確保すべきところ、多くのヘリコプターがこれ以下の高度で飛行していることが確認されました。

貴職におかれましては、住宅が密集する周辺地域の実情を十分に御理解いただき、周辺地域への騒音被害を最小限にとどめるため、下記の事項につきまして早急に対策を講じていただきたく要請します。

記

- 1 「東京防衛施設局（当時）と立川市との飛行場運用開始に伴う事前協議」の協議事項に準じた飛行を行うこと。特に下記事項について留意すること。
 - (1) ノースポイント付近でのヘリコプターの飛行高度は、立川飛行場内の離着陸地点から1500フィートの高度を確保すること。
 - (2) 訓練飛行は必要最小限にとどめ、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び入学試験時期等の特別な日並びに午後8時から翌日午前8時までの時間帯は、訓練飛行を行わないこと。

- 2 飛行場以外の上空では、ホバリング等の危険を伴う訓練飛行は絶対に行わないこと。
- 3 毎年実施されている立川防災航空祭の編隊飛行に参加しないこと。